

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	視点「思考実験：国民投票期日の決定方法」
著者 / 所属	本多 恵美 / 憲法審査会事務局
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	480 号
刊行日	2025-12-2
頁	2
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20251202.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

思考実験：国民投票期日の決定方法

憲法審査会事務局長

ほんだ めぐみ
本多 恵美

憲法を改正する場合、衆参両院で総議員の3分の2以上の賛成を得て国会が憲法改正を発議し、これを国民投票に付して過半数の賛成を得る必要がある（憲法第96条）。この国民投票は国会が憲法改正を発議した日から60日以後180日以内に行う必要があるが、具体的な期日については、憲法改正原案（国会法第68条の2）とは別に、国民投票の期日に係る議案を衆参両院で議決して決定することとなっている（日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「手続法」という。）第2条第1項・第2項、国会法第68条の6）。

初めてこの仕組みを知ったときには、ごく素朴な感想として、期日の決定だけを別建てにせずとも、法律案の施行期日のように憲法改正原案の中に書いておくわけにはいかないのだろうかと思い、すぐに、いやいや、法律案と違って両院で可決されても成立するわけではない以上、そこに国民投票の期日を書き込んでおいても意味がないかと思い直した。そうすると別に定めるしかないわけだが、都度、議案によって定めるのではなく、手続法の規定で自動的に決まるようにはできないか、ということのを少し考えてみた。

例えば、9月から2月の間に発議された憲法改正の国民投票は5月3日の憲法記念日に、3月から8月の間に発議された憲法改正の国民投票は11月3日の文化の日に行うと定めておけば、発議によって期日は自動的に決まり、どちらも憲法由来の祝日なので大変分かりやすいのではないか。もっとも、現在の我が国で選挙の投票日は日曜日とするのが一般的であり、祝日に、しかも5月の場合はゴールデンウィークの最中に投票日を設定するのは歓迎されそうもなく、投票率に影響しそうだ。また、発議から国民投票までの最短期間は2か月余りで現行手続法と大差ないが、最長期間は8か月余りとかなり延びることになる。

であれば、期日を年3回として、1月から4月に発議されれば7月の第1日曜日、5月から8月に発議されれば11月の第1日曜日、9月から12月に発議されれば翌年3月の第1日曜日とする等、国政選挙の再選挙・補欠選挙を原則年2回にまとめる公職選挙法類似の仕組みとするのはどうだろうか。この場合、投票日は日曜日固定で、発議から投票までの期間は約2か月から約6か月となって現行手続法に近い。

あるいは、特定の日ではなく、国会で発議された日の例えば120日後に最も近い日曜日を原則とし、その日が年末年始と重なる場合は1月の第2日曜日とする等、自動的に決まる原則と不都合がある場合の例外規定を定めておくという仕組みも考えられる。例外規定の中に、包括条項として国会の議決による期日決定を置いておく手もあるだろう。

以上、思い付きを三つほど挙げてみたが、実際には発議された憲法改正の内容によって国民投票までに必要な期間が異なることを想定しているのが現行手続法の仕組みであり、手続が簡略化されれば良いというものでもないのだろう。